

神奈川県立高等学校の受検料・入学料には減免制度があります

**二次募集
定通分割選抜用**

◇ 減免の対象

神奈川県立高等学校では、受検料（入学検定料）、入学料について、全部又は一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

- 1 生活保護を受給されている方→全額免除
- 2 児童福祉施設等に入所されている方→全額免除
- 3 経済的な理由により学費の負担が困難な方（下記の収入審査が必要）
保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、
非課税（0円）→全額免除、85,500円未満→半額免除
- 4 失職等による家計急変→全額免除
（世帯年収が約350万円まで減少した方が対象であり、収入審査が必要です。）
- 5 災害を受けた場合→全額免除

◇ 減免される額

区 分	受検料（入学検定料）	入 学 料
全日制の課程	2,200円（全額免除）	5,650円（全額免除）
	1,100円（半額免除）	2,825円（半額免除）
定時制の課程	950円（全額免除）	2,100円（全額免除）
	475円（半額免除）	1,050円（半額免除）

◇ 申請方法及び申請先

申請方法	申 請 先		受 付 時 間
	受検料 （入学検定料）	入学料	
書面申請	志願予定の県立 高等学校事務室	入学する 県立高等学校 事務室	月曜日から金曜日までの毎日 午前8時30分から午後5時00分まで（※） （祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く）

※ 学校により受付時間が異なる場合があります。

◇ 減免申請の流れ

裏面を御覧ください

◇ 事前相談及び申請書等の提出期限

- ・一括申請（受検料（入学検定料）と入学料の減免申請を一括で行う場合）：下記①の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室（志願先以外でも可能）に相談をして、申請書等の提出期限までに提出してください。
- ・個別申請：下記①②の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室（受検料は志願先以外でも可能、入学料は入学する高等学校）に相談をして、申請書等の提出期限までに提出してください。

区 分	① 受検料（入学検定料）		② 入学料	
	事前相談の 締切日	申請書等の 提出期限	事前相談の 締切日	申請書等の 提出期限
共通選抜二次募集	2月19日（木）	入学願書 提出時の前日	3月4日（水）	入学手続き の前日まで
定通分割選抜 （夜間の定時制）	2月20日（金）	入学願書 提出時の前日	3月12日（木）	入学手続き の前日まで

※ 出願時までに減免の結果が通知されなかった方は、受検料の全額を納付してください。その後、全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで納付した額を返金いたします。

問合せ先

県立高等学校事務室又は、神奈川県教育委員会教育局行政部
財務課財務指導グループ（電話 045-210-8113）

受 検 料（入 学 検 定 料）の 減 免 申 請（手 続）の 流 れ

受検料（入学検定料）の減免を申請される方は、次の手続きをお願いします。

1 事前相談



志願予定の県立高等学校事務室へ電話等で事前にご相談ください。
必要書類や申請方法について担当者からご案内いたします。

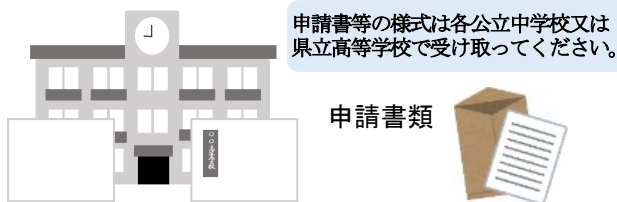
【相談先】

志願予定の県立高等学校
申請後志願先を他の県立高等学校に変えた場合でも、新たに申請する必要や、申請先等への連絡は不要です。

全ての県立高校で同じ基準で免除の審査をします。

入学料のみ減免申請する場合は、入学する高等学校事務室にご相談ください。

2 申 請



志願予定の県立高等学校事務室に必ず事前相談をした上で、申請書類等を提出期限までに提出してください。

都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された書類の発行が間に合わない場合、**申請書のみ提出期限までに必ず提出してください。**

申請書が提出期限までに提出されない場合は減免できません。

3 審 査



申請内容をもとに県立高等学校で審査します。

申請内容等に不備等がある場合は、高等学校から連絡する場合があります。

4 減免結果送付

申請者宛てに審査結果通知が郵送で届きます。

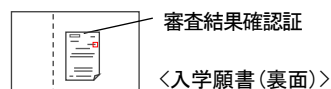
全額または半額の免除が許可された方は「審査結果確認証」が同封されています。



結果通知

5 志願手続

「審査結果確認証」を1枚、入学願書の裏面にのり付けして提出してください。



※ 出願時までに減免の結果が通知されなかった方は、高等学校の窓口にて現金で受検料の全額を納付してください。その後、全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで返金します。

6 入学手続

【全額免除】

「審査結果確認証」を1枚、入学料納付済書にのり付けして提出してください。

【半額免除】

納付書で納付している場合は、「審査結果確認証」1枚及び半額免除者用の「収入済証明書」を、入学料納付済書にのり付けして提出してください。

※ 入学手続時までに減免の結果が通知されなかった方は、納付書又は現金で入学料を全額納付してください。その後、全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで返金します。

【減免申請の結果が不許可であった方】

受検料、入学料の全額を現金か納付書で納付してください。